



所蔵資料展示

# 民法のこれまで

H27.06.11(木)~08.05(水)

三重大学附属図書館



## — ごあいさつ —

今期の国会審議によって民法の大改正が実現しそうです。現在施行されている法は1896年に制定されたもので、約120年ぶりの大改正になります。三重大学附属図書館ではこれに関連して「民法のこれまで」展を6月11日より8月5日まで行います。民法はわれわれにいちばんなじみのある法律で、市民生活におけるお互いの関係、とくに財産関係のものと、家族関係のものから成り立っています。今回の改正は財産関係（債権関係）にかかわるものです。

現行の民法が制定される前から、民事に関する争いや法律は存在しました。古くは『御成敗式目』において、既に土地の所有や財産の相続に関する決まりがあって、現在の民法にも影響を与えているのではないかとされていることに驚きます。また、江戸時代に裁判実例集や裁判小説を読み物として楽しまれていたことから、民事裁判への高さがうかがわれます。明治維新以後の社会変化に対応して、様々な法律が出たことは興味深いですし、箕作麟祥の翻訳や梅謙次郎らが現在の民法を編纂した努力には頭が下がります。さまざまなサイズの六法全書が存在することから、法律が身近であったことがうかがえます。

今回の展示は、三重大学附属図書館の和本整理事業の一環として、附属図書館研究開発室兼務室員吉丸雄哉先生（人文学部准教授）と人文社会系研究科大学院学生二人に解題を執筆してもらったほか、民法が専門の人文学部上井長十准教授に監修いただきました。

すこし変わったテーマですが、現在に至るまでの民法に関わる書物をご覧いただければ幸いです。

平成27年6月 三重大学附属図書館長 加納 哲

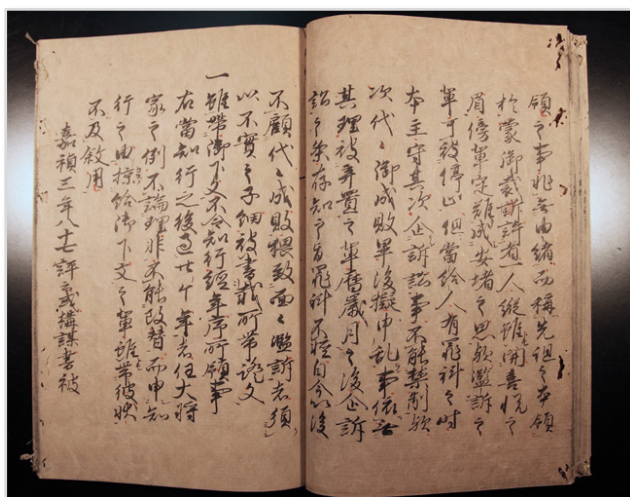


## 御成敗式目にみる民法意識

日本における民法的な規定は律令の整備とともに制定されましたが、鎌倉時代には実効性を失います。鎌倉時代に武家法の成文法典となった『御成敗式目』は裁判規範ですが、そこには相続や土地の取得といった現在の民法的な取り決めも多くあり、現民法の淵源として注目されています。また、読み書きの教科書として寺子屋で利用されたため、江戸の庶民もその内容をよく知っていました。  
(吉丸雄哉)

1. 御成敗式目、ごせいはいしきもく、法制、写、大本、1巻1冊、北条泰時編、貞永元年（1232）成、322.14 .J59

展示本は、前田育徳財団による鶴岡八幡宮寺旧蔵尊経閣文庫蔵本（南北朝初期写か）の複製（昭和6）。貞永元年に執権・北条泰時によって制定された、五十一カ条からなる鎌倉幕府の基本法典で、長きにわたり武家の基本法典として重んじられた。左ページ3行目の「一 御下文を帯ぶると雖も知行せしめざる年所経たる所領の事」から始まる第8条には、御家人が20年以上支配した土地は元の領主に返さなくてもよいことを記す。そのため、民法162条の「20年占有」規定（取得時効）の源を、この『御成敗式目』第8条に求める説もある。他にも第18条では女子にも親の財産の相続権を認めるなど、現行民法に近いものが含まれる。（稲本紀佳）





2. 御成敗式目、ごせいばいしきもく、法制、刊、大本、1巻1冊、北条泰時編、天明4（1784）刊、（江戸）永寿堂西村屋与八板、322.14.G69

この本の本文は返り点のついた漢文で書かれ、隣にふりがなを付けた読みやすい形になっている。長く武家の基本法典として重んじられた『御成敗式目』だが、近世にはこのように読みやすい形で出版され、手習いの手本として広く民衆に親しまれていた。『御成敗式目』は、裁判規範とすることを一つの目的として編纂された。右ページ3行目からはじまる「一 父母所領配分の時、義絶に非ずと雖も、成人の子息に譲り与へざる事」（第22条）は、よく働いていたのに継母の讒言や庶子の寵愛で遠ざけられて遺産をわけてもらえ



なかった子でも、義絶されていないなら相続人の五分の一の財産をわけてもらえるとする。左ページの最後の行「一 女人養子事」（第23条）は子どものない女性が養子をとって財産相続することを認める。いずれも民法での親族相続法の記述である。これ以外にも相続に関する内容が多く、このことから『御成敗式目』制定時には、相続に関する裁判が多く行われていたと考えられる。（稲本）

3. 御式目童子訓、おしきもくどうじくん、教育、刊、半紙本、1巻1冊、澤華陽齋著、合川珉和画、文化8（1811）刊、（大坂）吉文字屋市右衛門・（京）鉛屋安兵衛・（京）著屋儀兵衛板、322.15.Sa93

『御成敗式目』は近世になると寺子屋の教本として利用されるようになった。右ページの絵は子ども達の読み書きの練習の様子を描いている。また、左ページは『御成敗式目』



の本文だが、漢文には返り点が打たれ、ふりがなが振られている。この本には絵が多く収録されており、書名に「童子訓」とある通り、子供が親しみやすい構成になっている。現在、民法は日常生活における行動の基準、生活規範としても重要だが、『御式目童子訓』も江戸時代、子どもたちの手習いの手本であると同時に、生活規範を教える教科書として民衆の間に広まっていた。（稲本）



## 和漢の裁判記録

南宋の時代に『棠陰比事』という名裁判集が登場します。日本にも伝播し翻訳され、翻案（大岡裁き）を生みます。『棠陰比事』や『聴訟彙案』は裁判実例集ですが、読み物として楽しまれました。また『本朝桜陰比事』のような裁判小説が登場し、推理小説の祖などとも言われています。いずれも現在からみて民法にかかわる裁判が少なくありません。（吉丸）

4. 棠陰比事（和刻本）、とういんひじ（わこくぼん）、刊、大本、3巻3冊、桂万栄編・田澤校正、山本信有序・田澤序・自序、天明（1780年代）頃の刊か、須原屋伊八、322.22.Ke21.1-3。子部法家類

『棠陰比事』は南宋の桂万栄が開禧3年(1207)に編んだ裁判実話集である。日本へ伝来したのは江戸時代。原文の漢文に林羅山が訓点を施した和刻本が刊行され、流布するようになり、さらには仮名で書かれた本や、翻訳された本も多く出版されるようになった。全百四十四条、中国古来の名裁判を二つずつ対比させる形で収録しており、全ての話には漢字四字で統一された題が設けられている。殺人や窃盗、詐欺等、罪を暴く話の他、財産分配、相続の問題、親権をめぐる子を引っ張り合う二人の母親の争いなど、民事的な訴訟も少なからず描かれている。（海野奈保）





5. 棠陰比事（仮名草子）、とういんひじ（かなぞうし）、刊、大本、5 巻 1 冊、慶安 2（1649）刊、安田十兵衛、322.22.Ke21。



漢文体である『棠陰比事』を仮名におきかえて出版したもの。原本と同じく漢字四字の題をはじめに付与するが、本文は漢文をそのまま書き下すのではなく、当時の人々が読みやすいよう、言葉や文章が大幅に変更されている。また、元の漢文体では題が二つ一組で縦に並べて書かれていたのに対し、こちらは一つずつ分けて書かれているなど、形式の違いも見られる。（海野）

6. 本朝桜陰比事、ほんちょうおういんひじ、浮世草子、刊、大本、5 巻 5 冊、井原西鶴著、元禄 2（1689）刊、（江戸）萬屋清兵衛（大坂）雁金屋庄左衛門、913.52.I25。

井原西鶴による裁判小説。『棠陰比事』の影響を受けた近世文学作品の一つであり、書名の「桜陰比事」もそれを意識したものとなっている。ただし、題は漢字四字というわけ



ではなく、二つの裁判を比べる形式も取られていない。舞台は上方。庶民たちの訴訟事件や犯罪に対し、名判官が裁きを下す。四十四ある話の中には、金の貸し借りや土地問題、相続問題など、民事上の争いが多数出てくる。人間心理の複雑な動きをとらえたもの、判官の機知やユーモアによって解決される笑い話風のものなど、バラエティに富んだ内容となっている。（海野）



7. 聴訟彙案、ちょうしょういあん、法制、刊、大本、3巻3冊、津阪東陽編、自序（文化3（1806））・斎藤拙堂序（天保2（1831））、川村尚迪跋、天保2（1831）刊、津藩有造館蔵版、322.22.Ts91。

全九十話、中国における裁判の話を集めた漢文体の裁判集である。序文で『棠陰比事』に触れ、褒め称えていることから、その影響関係がうかがえる。話ごとに漢字四字の題がつけられているが、『棠陰比事』のごとく二つの話を対比させる形にはなっていない。『後漢書』『唐書』など、書物の出典が多数明記されている。その内容は、殺人、復讐、窃盗と、血生臭い内容も多いが、田んぼをめぐる争う百姓兄弟の話など、土地の問題が扱われることもある。

（海野）



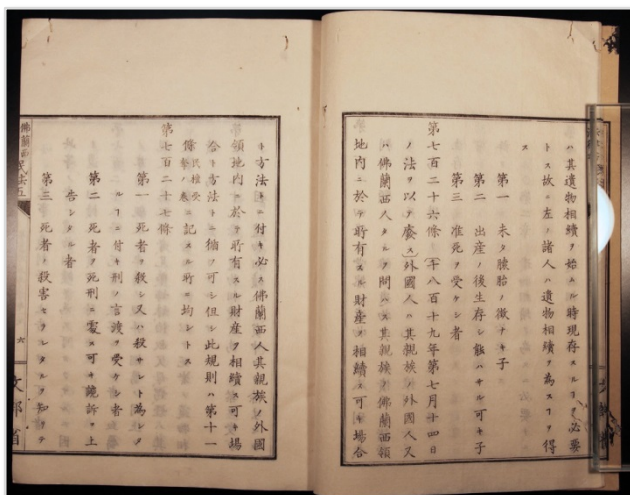
## 民法のなりたち

明治初年ごろ、司法卿江藤新平が箕作麟祥（みつくりりんしょう）にフランス民法典の翻訳を命じた。江藤は箕作の翻訳をそのまま日本の民法典として起草するつもりだったらしい。しかし網羅的な民法（現行の民法典）が施行されたのは結局 1898 年になってからだった。それ以前にフランスの民法学者ポアソナードが起草した民法典が 1890 年に公布され、1893 年から施行される予定であった。だがフランス民法典（ナポレオン法典）に拠った内容が、日本の国情にあわないと反対が起こり（民法典論争）、結果としてポアソナードの民法典は実施されず結果として、この民法典は「旧民法」とよばれるようになった。旧民法の前にも明治維新にともなって、戸籍・婚姻・財産などさまざまな民事法分野の法令が發布され、その他に、地券制度は、後に不動産登記制度（不動産登記法）へと発展した。

1893 年に穂積陳重（ほづみのぶしげ）、富井政章（まさあきら）、梅謙次郎らがフランス民法、ドイツ民法、そのほか英国をはじめ諸国の法を参考にして、総則、物権、債権、親族、相続の 5 編からなる現行民法を起草した。1898 年 7 月 16 日から施行されたこの民法は、戦後に親族・相続といった家族法が改正されたが、財産法は原型をとどめている部分が多く、今回約 120 年ぶりの民法改正と言われているのは債権法の部分である。（吉丸）

8. （仏蘭西／法律書）民法、（ふらんすほうりつしよ）みんぽう、法律、刊、大本、16 巻 16 冊、箕作麟祥訳・辻士革筆記、明治 4（1871）刊、須原屋茂兵衛・山城屋佐兵衛・出雲寺萬次郎・三家村佐平・他 4 軒板、324.95.Mi64

フランス民法典（ナポレオン法典）の全文訳で、明治初期に箕作麟祥によって翻訳された。この『仏蘭西法律書』は旧民法の基礎となっている。左ページ 5 行目からの第 727 条



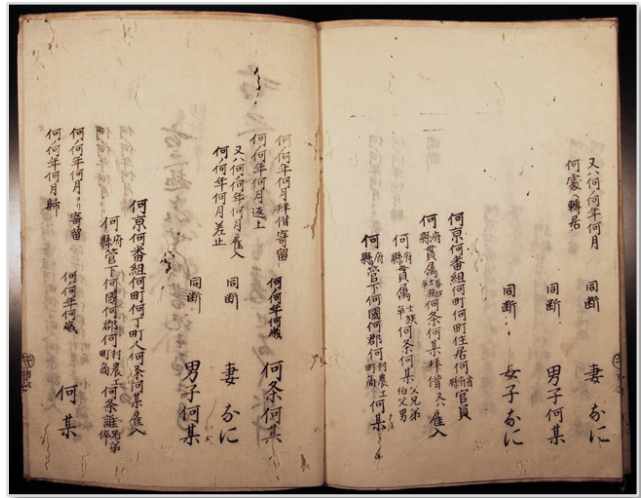
には相続欠格に関する記述があるが、「死者ヲ殺シ又ハ殺サント為シタルヲ（コト）に付キ刑ノ言渡ヲ受ケシ者」「死者ノ殺害セラレタルヲ知りテ其事ヲ裁判所ニ上告セサル丁年者」など、現行民法 891 条（相続欠格事由）とほぼ同じ内容の記述が見られる。他にも現行民法との共通点は多く見られるが、その一方で第 213 条「夫ハ其婦ヲ保護シ婦ハ其夫ニ聽順ス可シ」など、現行民法とは違う点も見られる。（稲本）





9. 戸籍法、こせきほう、法律、刊、大本、1冊、28.5丁、324.87.Ko83。

明治元年から明治四年まで京都府で制定された戸籍法令を合冊したもの。江戸時代では戸籍に相当する人別帳は庶民を対象とし武士には存在せず、明治に入った当初は各地で個別の戸籍法が制定された。明治4年に明治政府から全国統一の戸籍法が制定され、翌年に初の全国的な戸籍である壬申戸籍が作成された。壬申戸籍は明治民法における「家」制度の基盤である。展示箇所は明治4年京都府制定「寄留人名録仕法書」で本籍を離れた人の登録記載例。(吉丸雄哉)



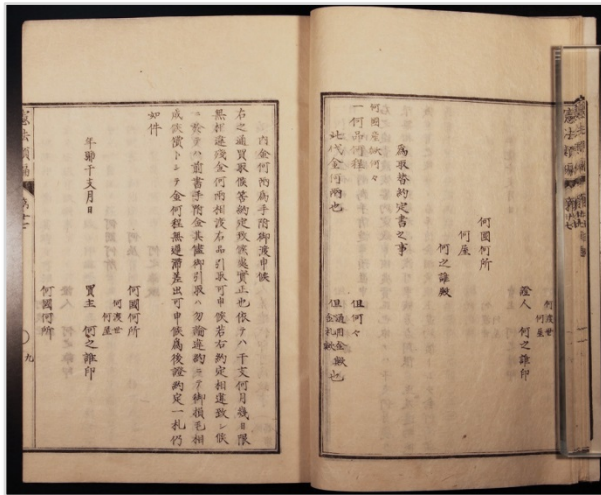
10. 太政官外国人民と婚姻差許の條規、だじょうかんがいこくじんみんとこんいんさきよのじょうき、法令、刊、1冊(3丁)、一丁の注刻「三月 第八十号」、明治6年(1873)3月14日太政官定、明治6年3月新潟県参事松平正直布告、329.64.D29。

太政官百三号(明治6年3月14日布告)、内外人民婚姻条規。国際結婚について初めて定めた法令で七箇条で成る。外国人と日本人の婚姻には政府の許可が必要と定めた。外国人と日本女性が結婚すると日本女性は日本国籍を失った。日本男性に外国人女性が結婚した場合や外国人男性が婿養子となる場合(ラフカディオ・ハーンが該当)は日本国籍を得た。ナポレオン法典をもととし、夫婦国籍同一主義をとるが、外国人男性が婿養子で日本国籍が得られる点は世界的に珍しかった。現在は外国人と結婚しても日本国籍は失われないが、日本人と結婚した外国人が日本国籍を取得するためには帰化が必要。(吉丸)



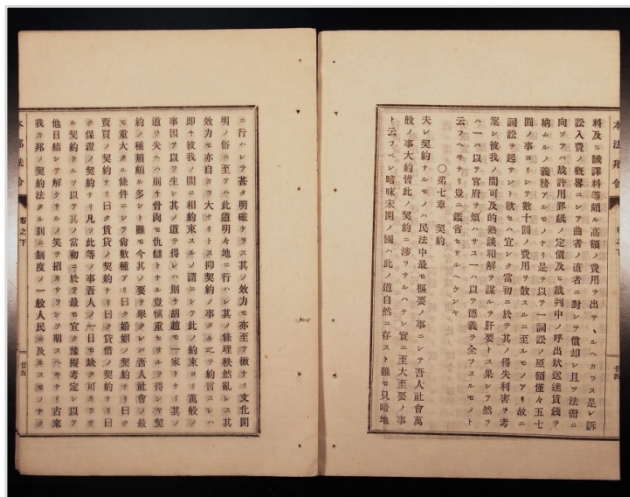
11. 憲法類編、けんぽうるいへん、法律、刊、半紙本、28 卷 28 冊、明法寮編、明治 6 年（1873）3 月序、村上勤兵衛・小川半七板。

現在の憲法（Constitution）に関する本ではなく、慶応 3 年 10 月から明治 5 年 12 月の間の法令集。国法部（巻 24 まで）と民法部（巻 25 から 28 まで）の二部構成。旧幕臣の財産処分に関する法令や、外国人との契約や取引、あるいは売薬・牛馬売買など新しい取引に関する法令など、社会が大きく動いた時代にどのような法律が必要であったかがわかる。展示箇所は明治 4 年の布告。「売買取引約定証書」の例示。契約書の疎漏によるトラブルが多かったため。（吉丸）



臣の財産処分に関する法令や、外国人との契約や取引、あるいは売薬・牛馬売買など新しい取引に関する法令など、社会が大きく動いた時代にどのような法律が必要であったかがわかる。展示箇所は明治 4 年の布告。「売買取引約定証書」の例示。契約書の疎漏によるトラブルが多かったため。（吉丸）

12. 本邦法令、ほんぽうほうれい、法律、刊、半紙本、2 巻 2 冊、小沢謹歩著、池上三郎閱、源（福羽）美静・三島毅序、明治 16（1883）刊、（大阪）岡島真七・（東京）稲田佐兵衛・浅井重光・東生亀次郎板、390.O97.1-2。三重県師範学校旧蔵。



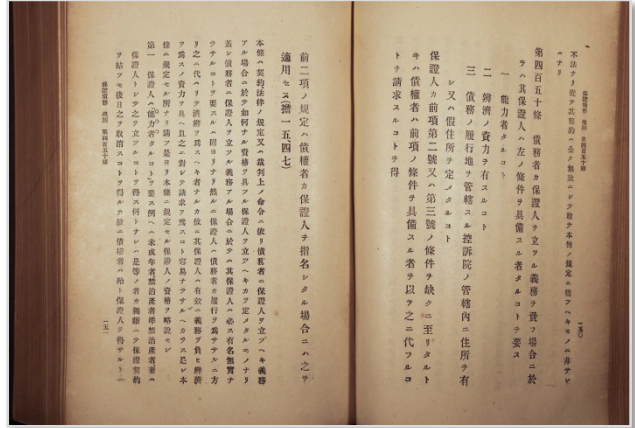
日本史のなかの法令をたどりつつ、明治以降の諸法を解説した本。重点は近年の法令におかれている法律の啓蒙書。池上三郎（1855 - 1914）は明治時代の検事。展示頁は「契約」。「夫れ契約なるものは民法中最も枢要の事にして吾人社会万事の事大略皆此の契約に渉らざるはなし」として、契約の重大なものに「婚姻」「売買」「賃貸」「保証」をあげている。（吉丸）



13. 民法要義卷三、みんぼうようぎまきさん、法律、刊本、1冊、梅謙次郎著、(東京)和仏法律学校・明法堂、明治36年9月、訂正増補第20版。324.U64

全部で巻一「総則篇」巻二「物権篇」巻三「債権篇」巻四「親族篇」巻五「相続篇」となり、展示は第3巻。初版は明治30年7月。出版元の和仏法律学校は現在の法政大学。

著者の梅謙次郎は富井政章・穂積陳重とともに民法典（明治31年施行）を起草した。展示箇所は保証人に関する内容。450条は保証人の条件に「二 弁済の資力を有すること」とする。実際には弁済の可否にかかわらず保証人となる場合がある。今国会で審議予定の民法改正要綱は事前に保証金の限度額を定め、保証人が過度な債務負担を強いられることを避ける狙いがある。(吉丸)





## 六法

現行の六法典である日本国憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法を中心とした主要な法令を収録した書籍を「六法全書」あるいは略して「六法」と呼ぶ。大日本帝国憲法発布翌年の明治 23 年（1890）より刊行され、以後ほぼ毎年改正の上発行されている。上下二冊に分かれた大型の分厚いタイプや、持ち運びしやすいコンパクトなタイプまで様々な種類があり、広く需要があることがうかがえる。（吉丸）

- 14 の 1. 六法全書新訂、ろっぽうぜんしょしんてい、11.5 糎、1 冊、山野金蔵編、大正 6（1917）刊、有斐閣（東京）、320.91.N。  
横本。法典ごとにインデックスがついており検索しやすい。出版社の有斐閣は明治 34 年の『帝国六法全書』の刊行以降、六法全書の代表的出版社。
- 14 の 2. 日本六法全書、にほんろっぽうぜんしょ、13.1 糎、1 冊、鈴木好清編、大正 10（1921）刊、岡村盛花堂（東京）、320.91.N77。  
小型の六法全書。並製クロスで 1 円 10 銭。広告によれば上製背革（1 円 48 銭）と特製総革（1 円 80 銭）があった。
- 14 の 3. 実務用六法全書、じつむようろっぽうぜんしょ、16.1 糎、1 冊、柴田義彦編、昭和 7（1932）刊、常磐書房（東京）、320.91.Sh18。  
「参照条文及事項索引附」は 14 の 4 の岩波の『六法全書』を参考にしたもの。
- 14 の 4. 六法全書、ろっぽうぜんしょ、15 糎、1 冊、末川博編、昭和 11（1936）刊、岩波書店（東京）、320.91.Su16。  
昭和 5 年版の昭和 7 年改版の第 9 刷。「参照条文及事項索引附」を背表紙に記すように、各条文に関連（参考）条文等を付ける形式を早く採用している。
- 14 の 5. 司法試験用六法、しほうしけんようろっぽう、14.6 糎、1 冊、司法試験管理委員会編、昭和 26（1951）刊、法曹会（東京）、320.9.Sh31.1951。  
司法試験で貸与される六法。最低限の条文のみ記される。
- 14 の 6. 14 の 6、学生六法全書、がくせいろっぽうぜんしょ、17.1 糎、1 冊、末川博編、昭和 30（1955）刊、岩波書店（東京）、昭和 31 年版、320.9.Su16。  
学生の学習のため普通版『岩波六法全書』を抜粋、縮小したもの。
- 14 の 7. 模範六法全書、もはんろっぽうぜんしょ、16.8 糎、1 冊、勝本正晃編、昭和 34（1959）刊、三省堂（東京）、320.91.Mo17.60。  
『三省堂大六法全書』の普及版。学生の学習を念頭におく。
- 14 の 8. 岩波コンパクト六法昭和 59 年版、いわなみこんぱくとろっぽう、18.1 糎、1 冊、芦辺信喜他編、昭和 59（1984）刊、岩波書店（東京）、320.91.I95.84。  
小型六法の決定版をめざし、昭和 54（1979）より刊行された。学生のみならず、広く一般市民を対象とする。
- 14 の 9. コンサイス六法平成 8 年版、こんさいすろっぽう、18.6 糎、1 冊、判例六法編修委員会編、平成 7（1995）刊、三省堂（東京）、320.91.Ko78.1996。  
中型の模範六法（14 の 12）の小型版。昭和 61（1986）より刊行された。



- 14 の 10. 口語訳基本六法全書平成 14 年版、こうごやくきほんろっぽうぜんしよ、18.1 糶、1 冊、上原行雄監修、平成 14 (2002) 刊、自由国民社 (東京)、320.9.Ko26.2002。  
下段に原文、上段に口語訳を記す。民法は 2005 年 4 月 1 日に現代語化されるまで、文語体が残っていた。
- 14 の 11. デイリー六法平成 17 年版、でいりーろっぽう、18.1 糶、1 冊、佐藤幸治編、平成 17 (2005) 刊、三省堂 (東京)、320.D53.2005。  
名称のとおり、参照条文を限定し、条文中心を徹底し、読みやすさを追求した。
- 14 の 12. 岩波六法全書昭和 60 年版、いわなみろっぽうぜんしよ、22 糶、1 冊、井戸田侃編、昭和 60 (1985) 刊、岩波書店 (東京)、320.91.N77.' 85。  
岩波書店では 14 の 4 『六法全書』の流れをひき、扉に「創始 末川博」と掲げる。
- 14 の 13. 模範六法平成 4 年版、もはんろっぽう、21.5 糶、1 冊、判例六法編修委員会編、平成 3 (1991) 刊、三省堂 (東京)、320.91.Mo17.92。  
三省堂では大正 10 (1921) の『模範六法全書』より詳しく中型の六法全書。
- 14 の 14. 六法全書平成 16 年版、ろっぽうぜんしよ、21.6 糶、2 冊、青野善光・菅野和夫編、平成 16 (2004) 刊、有斐閣 (東京)、320.91.R69.2004.1-2。  
「公法・条約」と「民事法・刑事法・社会法・産業法」の二冊構成。
- 14 の 15. 岩波大六法平成 5 年版、いわなみだいろっぽう、25 糶、1 冊、芦辺信喜他編、平成 5 (1993) 刊、岩波書店 (東京)、320.91.I95.93。  
六法全書は菊版 (縦 22 糶) が最も大きいサイズであったが B5 版変形版を採用した。また全文ひらがなを採用している。



六法全書 14 の 1 から 9 まで

六法全書 14 の 10 から 15 まで



## — 後 記 —

本展示の企画・制作は本図書館研究開発室兼務教員の人文学部吉丸雄哉准教授が行いました。展示の解説・解題は吉丸雄哉准教授と人文社会系研究科大学院学生海野奈保・稲本紀佳が行いました。展示解題に関して、人文学部上井長十准教授の監修をうけております。また人文学部稲垣朋子講師にも内容確認ご協力いただきました。





◆ 参考文献

- 日本古典籍総合目録データベース <http://base1.nijl.ac.jp/~tkoten/about.html>  
円谷峻『民法』放送大学教育振興会 2013  
佐藤進一『南北朝の動乱』中央公論社 1965  
『国史大辞典』吉川弘文館 1983-1997  
近藤春雄著『中国学芸大事典』大修館書店、1978  
桂万栄編、駒田信二訳『棠陰比事』岩波書店、1985  
周瑛『江戸期の裁判説話と『棠陰比事』』汲古書院、2015、人文日語文 322. 22. Sh99  
江本裕・谷脇理史編『西鶴事典』おうふう、1996  
日本古典文学大辞典編集委員会編『日本古典文学大辞典』岩波書店、1983-1985  
六本佳平『日本法文化の形成』放送大学教育振興会、2003. 3。開架 322. 1/R 63  
円谷峻『民法』放送大学教育振興会、2013. 3。開架 324/Ts 24  
内田貴『民法改正のいま：中間試案ガイド』商事法務、2013. 7。開架 324/U 14  
嘉本伊都子『国際結婚の誕生 〈文明国日本〉への道』新曜社、2001  
新見吉治『壬申戸籍成立に関する研究』日本学術振興会、1959. 1。書庫 322. 16/SH 64  
福島正夫編『明治前期戸籍法令集』東京大学出版会、1959. 3。書庫 324. 68/F 84/1

【展示凡例】

書名、読み（ひらがな）、ジャンル、刊・写、書型（纏の場合縦のみ）、巻冊数、編著者名、序・跋（名前と年号）、刊行・成立年、版元（出版地）、架蔵番号、解説、項目担当者名の順で記述。



---

民法のこれまで 展示資料目録

発行 三重大学附属図書館

平成 27 年 6 月 11 日

---

この目録はインターネットからでもご覧になれます。

URL [http://www.lib.mie-u.ac.jp/r\\_and\\_d/research/exhibit/mpk.pdf](http://www.lib.mie-u.ac.jp/r_and_d/research/exhibit/mpk.pdf)